

重点事業調書

担当部局・課名	子ども・福祉部障害福祉課			
重点事業の名称	医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業			
第4次生き活きプラン	重点戦略	IV 安心で豊かさが実感できる地域の創造	戦略プログラム	3 子ども・若者支援プログラム
現状課題・必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療的ケア児数：395人（令和7(2025)年9月調査） ・医療的ケア児支援法（令和3(2021)年9月施行）に基づき、医療的ケア児及びその家族等に対する総合的な窓口として「岡山県医療的ケア児支援センター」を令和4(2022)年4月に設置し、各種相談や助言、情報提供等を行っている。 ・医療的ケア児等（重症心身障害児者を含む）を抱える家族の負担は大きく、慢性的な睡眠不足や自身の外出困難、通園・通学の困難さなど、精神的・身体的・経済的負担が大きい。 ・医療的ケア児等が、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育など、様々な分野の関係機関と連携し、必要な支援を総合的に調整する役割を担う者（医療的ケア児等コーディネーター）を、毎年度養成している。（平成29(2017)年度～令和6(2024)年度研修修了者351名） ・平成26(2014)年度から開始した短期入所サービス拡大促進事業の利用は年々伸びているが、対応できる職員不足等により受入可能な施設数は伸び悩んでいる。 <p>【課題・必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等を抱える家族の負担軽減を図るレスパイトサービス（短期入所）に加え、日中におけるサービス提供の充実が必要である。 ・レスパイトサービス（短期入所）等の提供には、受入先において専門的な知識・技術が必要であることから、支援を行う人材の確保・育成が必要である。 ・岡山県医療的ケア児支援センターと連携し、地域での支援の窓口となる医療的ケア児等コーディネーターの養成及び資質向上を図る必要がある。 			
	事業内容	<p>1 医療的ケア児及びその家族等の日常生活における支援 《25,424千円》</p> <p>(1) 短期入所サービス拡大促進事業 《19,424千円》 終期：R10</p> <p>医療的ケア児等（重症心身障害児者を含む）を受け入れた短期入所サービス事業者に対し、利用日数に応じて補助する市町村へ助成する。 （補助対象者）市町村（政令市を除く） （補助率）1/2</p> <p>(2) 短期入所事業所開設等支援事業 《6,000千円》 終期：R10</p> <p>① 短期入所事業所分 《4,000千円》</p> <p>医療的ケア児等を受け入れようとする短期入所事業所（当該事業所を新たに設置しようとする者を含む）に対し、施設改修（小規模修繕に限る）に要する経費を補助する。 （補助率）1/2 （上限額）2,000千円</p> <p>② 新規障害児通所支援事業所分 《2,000千円》</p> <p>医療的ケア児の受入れが可能な障害児通所支援サービスを開始・拡充する事業所に対し、必要な設備整備及び備品購入等に要する経費を補助する。 （補助率）1/2 （上限額）1,000千円</p>		

	<p>2 医療的ケア児等に対応できる専門人材の育成と確保 医療的ケア児等支援者養成事業《2,656千円》 終期：R10 ①医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修事業《1,556千円》 医療的ケア児等の支援を総合調整する者（コーディネーター）や事業所等で直接支援する者を養成する。（法定研修）</p> <p>②医療的ケア児等コーディネーター資質向上研修《400千円》 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の資質向上のためのフォローアップ研修を実施する。</p> <p>③医療的ケア児等短期入所サービスケア実習事業《275千円》 医療的ケアに従事する看護職員や介護職員を対象に、医療的ケア児等の受入れに必要な知識・技術の向上を図るため、現場における実習を実施する。</p> <p>④障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業《425千円》 障害者支援施設等の現任職員の増収吸引等研修受講（1号・2号研修に限る）に要する経費を補助する。</p>					
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に居住する医療的ケア児等を抱える家族に対し、短期入所サービスなどのレスパイトケアを充実させることで、家族の精神的・身体的・経済的負担の軽減、生活の安定、医療的ケア児のQOL（生活の質）の向上及び健やかな成長の促進につながる。 ・医療的ケア児等支援者の養成及び資質向上に向けた取組は、専門人材の不足や地域における支援資源の偏在といった現状の課題を補い、地域における相談支援体制や支援ネットワークの充実につながる。 ・岡山県医療的ケア児支援センターを核とした相談支援、情報提供、多機関連携の推進により、医療的ケア児等及びその家族への包括的支援を実現するとともに、地域の理解促進と共生社会の実現につながる。 					
事業目標	事業	生き活き指標 等	現状値	目標値	差	
	1	医療的ケア児を受入可能な事業所数	238 事業所(R6)	280 事業所(R10)	42 事業所	
	2①	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	351 人(R6)	550 人(R10)	199 人	
事業費の見積もり	区 分	R7 予算額	R8 予算額	R9 見込額	R10 見込額	R11 以降見込額
	事業費(単位：千円)	24,880	28,080	28,080	28,080	
	財源内訳	1,688	1,115	1,115	1,115	
	国 庫	1,688	1,115	1,115	1,115	
	起 債					
	その他特定財源	7,864	5,403	5,403	5,403	
	一 般 財 源	15,328	21,562	21,562	21,562	

現状・課題・必要性

- ・医療的ケア児等支援法(令和3(2021)年9月施行)に基づき、医療的ケア児及びその家族等に対する総合的な窓口として「岡山県医療的ケア児支援センター」を令和4(2022)年4月に設置し、各種相談や助言、情報提供等を行っている。
- ・医療的ケア児等(重症心身障害児者を含む)を抱える家族の負担は大きく、慢性的な睡眠不足や自身の外出困難、通園・通学の困難さなど、精神的・身体的・経済的負担が大きい。
- ・在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児支援センターによる相談支援や支援者養成を進めるとともに、医療的ケア児等を一時的に預かる環境を整備していく必要がある。

日常生活における支援

■短期入所サービス拡大促進事業

【19,424千円】

- ・医療的ケア児等(重症心身障害児者を含む)による短期入所の利用日数に応じて事業所へ補助する市町村への助成(政令市を除く)

○補助率: 1/2

補助基準額	<短期入所の利用>	
	・医療型: 1人1日の利用につき	10,000円
	・福祉型: 1人1日の利用につき	7,900円
	<緊急時の受入れの場合>	
	・医療型・福祉型: 1人1回の利用につき	7,000円

■短期入所事業所開設等支援事業

①短期入所事業所分

【4,000千円】

- ・医療的ケア児等を受け入れようとする短期入所事業所(当該事業所を新たに設置しようとする者を含む)に対し、施設改修(小規模修繕に限る)に要する経費を補助

○補助率: 1/2 ○上限額: 2,000千円

②障害児通所支援事業所分【新規】

【2,000千円】

- ・医療的ケア児の受入れが可能な障害児通所支援サービスを開始・拡充する事業所に対し、必要な設備整備及び備品購入等に要する経費を補助

○補助率: 1/2 ○上限額: 1,000千円

専門人材の育成と確保

■医療的ケア児等支援者養成事業

①医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修事業

【1,556千円】

- ・医療的ケア児等の支援を総合調整する者(コーディネーター)や事業所等で直接支援する者を養成(法定研修)

②医療的ケア児等コーディネーター資質向上研修

【400千円】

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者の資質向上のためのフォローアップ研修を実施

③医療的ケア児等短期入所サービスケア実習事業

【275千円】

- ・医療的ケアに従事する看護職員等の資質向上を図るため、現場における実習を実施

④障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業

【425千円】

- ・障害者支援施設等の現任職員の喀痰吸引等研修受講(1号・2号研修に限る)に要する経費の補助